

り。  
又土屋勘四郎といふもの、香林坊橋下にて横死すとて、其の墓を發神と祭れるよし俗傳あれど過聞也。増泉村の里正土屋譜に、勘四郎義正、承應二年以來郡方支配被命相勤。後代官御用被仰付。然處寛文四年五月五日夜、於金澤香林坊橋邊爲闇討横死。とあり。勘四郎は土屋義休が父なりけり。従前石川郡鶴來船岡の城跡の麓往來脇に九重の石塔あり。此の塔は勘四郎の供養の爲に建立すといひ傳ふといへども、是も過聞也。彼の塔は石面に、於石川郡山内白山村奉造立石塔一基云々。岬慶安五壬辰年仲秋吉辰。と彫刻せしかど、自餘の文字詳ならず。

○香林坊橋番人

此の橋は、舊藩中は本通りの往來橋なりといへども、惣構堀の橋梁なるが故に橋爪に橋番人居住す。今橋下なる左右の町家二戸、是從前橋番人の家なり。町會所留記に載せたる元祿三年拾子届書の連署に、香林坊橋惣構番人治兵衛・長左衛門。とて兩人連判せり。

○小松屋次郎兵衛傳

小松屋次郎兵衛は、香林坊橋番人御座屋治兵衛方に借家し居ける處、元祿十五年白山に登嶺し、出家して澄隆と名乗り、高野山にて白山護摩堂の別當と成り、寶代坊澄隆と稱し、白山麓尾添村の加寶宮及び檜神宮・天池金劔宮三社破壊修造を申立て、江戸へ出で檜神宮の本地觀音等を持參し、開扉の事を寺社奉行へ申立て、江戸城内まで開帳し、一時其の名を轟かせり。温故遺文に載せたる元祿十六年二月町奉行より穿鑿に付上申書左の如し。

就御尋申上候。

一、香林坊橋番人次兵衛借家小松屋次郎兵衛と申者、去年七月白山に而出家仕、澄隆と申候。尾添村より白山靈寶品々持參仕、伊勢に參宮仕、それより高野に罷越申候處、高野より白山護摩堂別當に被仰付、寶代坊と坊號被下候。それより江戸に罷下り、高野名代僧を以、白山末社金劔宮退轉仕、檜神宮三社加寶權現破壊仕候付、御造營を寺社御奉行所迄奉願候處、御奉行被聞召上被仰渡候は、御造營之儀は急には難爲成儀に候間、右修補のため、先開帳願指上可申由に付、開帳願指上申候。然處三之御丸樣達御願、願

之通開帳御免被爲成、則江戸於護國寺開帳被爲仰付之由承及申候。則寶代坊神輿爲勸讀當月十四・五日時分に御當地に參着可仕之由申越候。以上。

未二月八日

紙屋仁兵衛 印

町御奉行所

就御尋申上候。

- 一、小松屋次郎兵衛与申者、私借屋に十ヶ年之間罷有候處に、去年六月大圓寺に引越可申由に而、私手前罷出申候。
  - 右二郎兵衛一門之儀、
  - 一、實 母 石川郡長坂村六兵衛妻女
  - 一、いもと 右六兵衛むすめ二人
  - 一、をばむこ 石坂町三浦や小左衛門
  - 一、いとこ 右小左衛門せがれ壹人
- 右之通承申候。以上。

未二月八日

香林坊御座屋治兵衛 印

町御奉行所

右同年二月十一日金澤にて寶代坊の口上書に、拙僧儼白山麓尾添村神主共に俗縁有之、則先代白山社僧寶代坊澄辰法

印番地に罷在、天池金劔宮・檜神宮・賀寶宮三ヶ所社堂及大破に付、江戸に罷越御訴訟申上度、依之去秋高野山に罷登、背岸寺並兩門主に申達、如往古高野末寺に相改、法書申請云々。と載せたり。此の時金澤寺社奉行より尋ねに付き、白山長吏の答書に、寶代坊と申すは古坊號之由承及候。御當地町人翠簾屋次郎兵衛与申者、一兩年以前剃髮仕、寶代坊と名乗、江戸に罷越、白山之儀取持候由云々。と見れ、白山長吏澄意が筆記せし白山問答といふ書にも、みすや次郎兵衛と云ふもの、元祿の晩年に尾添村へ參り、才覺を以て江戸までも徘徊し、白山開帳と號し、尾添村より三里上の檜新宮といふに在之觀音の像、其外麓よりも色々才覺せし事世上にも知る處也。今は尾添に庵を立て、白山寺寶代坊と自號し在之。とあり。按ずるに、小松屋次郎兵衛をみすや次郎兵衛と載せられたれば、そのかみ翠簾の商賣をなし居たるゆゑ、みすや次郎兵衛とも呼びたるなるべし。

○寶代坊澄隆事略

金子有斐の白山史に云ふ。今尾添邸加寶宮旁、有寶代坊遺址。昔泰澄登白山云々。澄自記菩薩之語。與之寶代坊謂